

文京区予算事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年六月三十日

文京区長

成

澤

廣

修

## 文京区規則第六十一号

### 文京区予算事務規則の一部を改正する規則

文京区予算事務規則（昭和三十九年一月文京区規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項中「百万円」を「千万円を超え二千万円」に改め、「、予算流用申請書を」を削り、「副区長に」の下に「、千万円以下の金額の費目の流用をしようとするときは企画政策部長に予算流用申請書を」を加え、同条に次の一項を加える。

10 第三項又は第四項の規定による流用に係る手続は、財務会計システム（文京区会計事務規則（昭和三十九年四月文京区規則第九号）第二条第十号に規定する財務会計システムをいう。）により行うものとする。この場合において、流用の承認を行ったときは、当該承認をもつて第六項の規定による通知が行われたものとみなす。第二十一条の二中「及び第九項」を「、第九項及び第十項」に改める。

別表第一を次のように改める。



種別	内容説明
6 図書の購入契約	1 官報、新聞、雑誌、令規の追録及び図書(製本を含む。) 2 図書館図書資料 図書、逐次刊行物、視聴覚資料、特殊資料その他必要な資料で閲覧又は貸出しに供するもの(装備は含まない。)
7 食糧の購入契約	1 茶菓、弁当、食事、祝菓子及び氷 2 賄材料
8 物品の修繕・整備契約	物品の修理(改造は含まない。)
9 健康診断等の委託契約	1 職員及び教職員の健康診断 2 乳児、幼児、児童、生徒等を対象とした検査及び検診
10 検査、検診等の委託契約	医療関係の診査、診療、相談等(番号9の健康診断等は含まない。)
17 国民健康保険法による保険給付費及び関係経費	1 療養給付費等保険給付費 2 審査支払手数料
19 福祉六法又は他の法令に基づく扶助費及び関係経費	1 生活保護費等各種扶助費 2 事務委託費、事務取扱手数料、検査料、文書作成料及び利子補給金
20 介護保険法による保険給付費及び関係経費	1 介護(予防)サービス等給付費、高額介護サービス等費及び特定入所者介護サービス等費 2 審査支払手数料
22 介護保険法による介護認定経費	1 主治医意見書作成料、診察料及び検査料 2 要介護認定調査委託料
24 高齢者の医療の確保に関する法律による広域連合納付金及び関係経費	1 広域連合納付金 2 保健事業費及び葬祭費

備考

- 1 監査事務局長及び議会事務局長の決定範囲については、部長と読み替えてこれを執行する。
- 2 選挙管理委員会の事務部局については、部長の決定範囲は副区長がこれを執行する。

- 3 区長、副区長及び総務部長の契約に関わるものについては、契約管財課長が補助執行する。
- 4 番号2から9までに掲げるもので、文京区会計事務規則(昭和39年4月文京区規則第9号)第80条に規定する資金前渡による場合は、番号1を適用する。
- 5 戻入又は歳入過誤還付金については、当該収支に関わる行為者がこれを行うものとする。
- 6 番号1から5までの決定処分の適用に当たり、特に重要又は異例に属する事項については、区長の決定を受けるものとする。
- 7 監査事務局及び議会事務局において、庶務担当の課長の決定範囲については、当該事務局の長がこれを執行する。
- 8 会計管理室長及び選挙管理委員会の事務局の長の決定範囲については、庶務担当の課長と読み替えてこれを執行する。
- 9 福祉政策課長、高齢福祉課長、障害福祉課長及び生活福祉課長の決定範囲については、福祉事務所に関するものも含めるものとする。
- 10 生活衛生課長、健康推進課長及び予防対策課長の決定範囲については、保健所に関するものも含めるものとする。
- 11 こども未来部長及び児童相談課長の決定範囲については、児童相談所に関するものも含めるものとする。
- 12 決定権者が会計管理者であるものについては、会計管理室長がこれを補助執行する。
- 13 基準(率・単価)が定まっている補助金、負担金、分担金、貸付金、寄附金等の交付決定の決定区分については、主管課長とする。
- 14 50万円以下の振替収支の決定区分については、主管課長とする。
- 15 公共料金の決定区分については、主管課長とする。
- 16 電力の供給契約の決定区分については、番号4を適用する。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の文京区予算事務規則別表第一の規定は、この規則の施行の日以後に契約の締結を請求する契約について適用し、同日前に契約の締結を請求した契約については、なお従前の例による。